

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(表示)</p> <p>第八条 法第二十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備については、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）</p> <p>二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</p> <p>2 前項第一号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該</p>	<p>(表示)</p> <p>第八条 法第二十八条の七第一項の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付するものとする。</p>

特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示の除去)

第八条の一 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第三項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

- 一 表示の外観が残らないように完全に取り除くこと。
- 二 容易にはく離しない塗料により表示を識別することができないよう被覆すること。

2 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第三項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法、他の前条第一項第一号に掲げる特定の操作によつて当該表示を映像面に表示することができないようする方法とする。

(公示)

第十六条 法第三十八条の五第一項及び第二項、法第三十八条の十六

2 法第三十八条の七第三項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

- 一 表示の外観が残らないように完全に取り除くこと。
- 二 容易にはく離しない塗料により表示を識別することができないよう被覆すること。

(公示)

第十六条 法第三十八条の五第一項及び第二項、法第三十八条の六第

第三項、法第二十八条の十七第三項、法第二十八条の十八第一項並びに法第二十八条の一十三第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。

- 2 法第二十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(表示)

第二十条 法第二十八条の一十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）
- 二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三項、法第二十八条の十六第三項、法第二十八条の十七第三項、法第二十八条の十八第一項並びに法第二十八条の一十三第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(表示)

第二十条 法第二十八条の一十六の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備につては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付するものとする。

2 前項第一号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)

第二十一条 法第三十八条の二十四第二項において準用する法第三十八条の六第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2 法第三十八条の十八第一項、法第三十八条の十九において準用する法第三十八条の二十三第一項及び法第三十八条の三十第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(表示)

第二十七条 法第三十八条の二十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付すときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(公示)

第二十一条 法第三十八条の二十四第二項において準用する法第三十八条の六第二項、法第三十八条の二十八第二項、法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の二十二第一項及び法第三十八条の三十第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(表示)

第二十七条 法第三十八条の二十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の総務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならぬ。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務

- 一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)
- 二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
- 2| 前項第一号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)

第三十二条 法第二十八条の三十一第二項、同条第四項において準用する法第二十八条の五第一項及び第三項並びに法第二十八条の一十二第二項並びに法第二十八条の三十二第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2| 法第二十八条の三十一第二項において準用する法第二十八条の

大臣が別に告示する場所に当該表示を付するものとする。

(公示)

第三十二条 法第二十八条の三十一第二項、同条第四項において準用する法第二十八条の五第一項及び第三項、法第二十八条の六第三項並びに法第二十八条の一十二第二項並びに法第二十八条の三十二第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

六第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(表示)

第三十六条 法第三十八条の二十一第六項において準用する法第三十八条の一十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 前項第一号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該

(表示)

第三十六条 法第三十八条の二十一第六項において準用する法第三十八条の一十六の總務省令で定める表示は、様式第七号によるものとし、認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付するものとする。

特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)

第三十八条 法第三十八条の二十一第六項において準用する法第三十八条の二十三第二項、法第三十八条の二十八第二項及び法第三十八条の三十第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第三十八条の二十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の二十五の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付す方法

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特別特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示す

(公示)

第三十八条 法第三十八条の二十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項、法第三十八条の二十三第二項、法第三十八条の二十八第二項及び法第三十八条の三十第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の二十五の総務省令で定める表示は、様式第十四号によるものとし、技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。

- るところができるようにする方法
- 2 前項第一号に規定する方法により特別特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)

第四十二条 法第二十八条の二十六第二項、法第三十八条の三十七第二項及び法第三十八条の三十八において準用する法第二十八条の二十二第二項の公示は、官報で告示するところによつて行う。

- 2 法第三十八条の二十二第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号図及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(公示)

第四十二条 法第二十八条の二十一第六項、法第三十八条の二十六第二項、法第三十八条の三十七第二項及び法第三十八条の三十八において準用する法第二十八条の二十二第二項の公示は、官報で告示するところによつて行う。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号図及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること (電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)。

3・4 (略)

様式第 14 号（第 41 条関係）

表示は、次の様式に記号団及び識別番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること (電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)。

3・4 (略)

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3・4 (略)

様式第 14 号（第 41 条関係）

表示は、次の様式に記号団及び識別番号を付加したものとする。

(様式略)

注 1 (略)

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3・4 (略)